

確 認 書

令和 年 月 日

倉敷市長 へ

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

私は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の2第3項第1号の規定による在宅就業障害者であることに相違ありません。

【参考】

障害者の雇用の促進等に関する法律（抄）

（在宅就業障害者特例調整金）

第74条の2 厚生労働大臣は、在宅就業障害者の就業機会の確保を支援するため、事業主で次項の規定に該当するものに対して、同項の在宅就業障害者特例調整金を支給する業務を行うことができる。

2（略）

3 この節、次章、第5章及び附則第4条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）在宅就業障害者 身体障害者、知的障害者又は精神障害者であつて、自宅その他厚生労働省令で定める場所において物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を自ら行うもの（雇用されている者を除く。）

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（抄）

（法第74条の2第3項第1号の厚生労働省令で定める場所）

第36条 法第74条の2第3項第1号の厚生労働省令で定める場所は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者が物品製造等業務（物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務をいう。以下同じ。）を実施するために必要な施設及び設備を有する場所、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜が供与される場所並びに障害の種類及び程度に応じて必要な職業準備訓練が行われる場所その他これらに類する場所（在宅就業契約（同項第2号に規定する在宅就業契約をいう。以下同じ。）を締結した事業主（在宅就業支援団体（法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体をいう。以下同じ。）を除く。以下この節において同じ。）の事業所その他これに類する場所を除く。）とする。